(仮称) 荒川区自転車総合活用推進計画(素案)に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 募集期間

令和4年6月1日(水)から6月17日(金)まで(17日間)

2 対象者

- (1)区内在住・在勤・在学の方
- (2)区内に事務所・事業所を有する個人及び団体
- (3)本計画により影響を受ける個人及び団体

3 実施方法

令和4年6月1日発行の区報で、本パブリック・コメントの概要について周知したほか、 (仮称)荒川区自転車総合活用推進計画(素案)を区ホームページに掲載するとともに、都 市計画課及び情報提供コーナーにて閲覧に供した。

4 意見提出数

・提出者: 13名(ホームページから11名、メール2名)

・意見数:31件

5 意見の概要と区の考え方等

・計画に新たに反映する ・・・・・ 1件・既に記載済み ・・・・・ 12件・意見・要望としてお聞きする ・・ 18件

No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
計画	全体に関わること		mar (*
	6 つの柱を基に取組が示され、良い計		
	画案になっている。今後この計画が	本計画は当区の自転車施策の根幹となるもので	
	どこまで具体化して「自転車と つ	す。計画策定後は、本計画に基づき、区民の皆様や	
1	くる 豊かな暮らし」になるか、行政	事業者の皆様とも連携し、様々な観点から自転車	
	と区民が一体となりまちづくりに関	を活用した安全安心で住みやすいまちづくりの実	
	与していくことが、この計画が成就	現を目指してまいります。	
	する重要な第一歩だと感じた。		
		本計画は当区の自転車施策の根幹となるもので	
2	この一大プロジェクトに大変感謝す	す。計画策定後は、本計画に基づき様々な観点か	
2	ప 。	ら、自転車を活用した安全安心で住みやすいまち	
		づくりの実現を目指してまいります。	

	:計画に新たに反映す	る :既に記載済み :恵見・要望としてお聞る	
No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
		自転車の活用に関しては、ご意見のとおり、区の特	
		性に応じた施策展開が重要であると考えておりま	
		す。そのため本計画においても、区の現状と課題の	
3	◯ 区の特性も勘案した自転車活用ガイ 3	分析を基に、幅広い視点から様々な施策を掲げて	
3	ドラインが必要である。	おり、区としましては本計画が自転車活用のガイ	
		ドラインを兼ねるものと考えております。引き続	
		き、区内における自転車の利用実態等を踏まえた	
		上で、必要な施策を進めてまいります。	
		本計画は、自転車活用推進法等を踏まえ、区の自転	
		車施策全体の方向性を示すために策定するもので	
		す。	
	高齢者と子育て世代ではニーズも位	一方で、高齢者と子育て世代で、必要とする施策が	
	置付けも異なるので、利用者全体で	異なるのはご意見のとおりであり、施策の中でも	
4	はなく、絞り込んで計画を策定する	高齢者に向けた施策(施策1)と、子育て世代に向	
	べき。	けた施策(施策9)は分けて考えております。	
		今後、本計画に基づき施策を実施する際には、施策	
		の対象を明確にし、効果的・効率的に取り組んでま	
		いります。	
		本計画書は、読みやすさを考慮してゴシック調の	
		字体を用いておりますが、WEB上で本計画書を	
	素案の字体が読みにくいため、読み	閲覧した場合、ご使用のパソコンの環境によって、	
5	************************************	設定した字体と違う字体で表示されてしまう現象	
5		があるようです。この多くは、計画書をダウンロー	
	<i>l</i> 1.	ドしていただくことで解消されます。	
		今後とも、見やすさ・読みやすさ等を考慮して計画	
		書を作成してまいります。	
「安:	全安心な環境整備」に関わること		
		P63 に記載のとおり、車いすは、電動で一定以上の	
		速度が出るものを除き、道路交通法では歩行者に	
		分類されており、歩道上においては歩行者と同様	
	電動車いすで横断歩道を渡り終え、	に最優先されるべきものです。また、自転車は軽車	
	電動車们すて傾断少道を扱り終え、 歩道に上がったところで前方から来	両に分類され、車道通行が原則であり、例外的に歩	
6	か 追に上がったところで前方から未 た 自転車とぶつかりそうになった。	道を通行する場合においては、歩行者の妨げにな	
0	歩道を走る以上自転車もルールを守ってほしい。	るような運転をしてはならないと法律で定められ	
		ております。そのため、歩道上で車いすに接触しそ	
		うになるような自転車の危険運転は交通ルール違	
		反であり、許されるものではありません。 区ではこ	
		うした交通ルールについて、今後も様々な手段を	
		用いて周知・啓発を行ってまいります。	

	: 計画に新たに反映9	る : 沈に記載済み : 息兄・安望としての国で	_ ,
No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
		車いす(シニアカーを含む)は、道路交通法で歩行	
		者に分類されており、歩道がある場合は歩道を、路	
7	電動車いすの歩道通行を PR して欲し	側帯がある場合は道路の右側を通行することとさ	
'	ll.	れています。このことについては、P63 にも明記し	
		ておりますが、今後とも様々な機会を利用して広	
		く周知を行ってまいります。	
		P63 に記載のとおり、道路交通法において、例外的	
	歩道を走行する自転車のスピードを	に歩道を通行する自転車は、車道寄りを徐行し、歩	
8	取締り、荒川区を交通ルール遵守率	行者の妨げになる場合は一時停止をしなければな	
0		らないとされています。区では、このような交通ル	
	日本一にしてほしい。	ールについて、今後も警察と連携し、様々な機会や	
		手段を通じ、啓発を行ってまいります。	
		P48~P50 に記載のとおり、区では、平成14年度	
		から、自転車のルールや安全な利用方法を認識し	
	高齢者の自転車が、信号無視や歩行	てもらうため、チラシやホームページでの啓発、安	
	者のすぐそばを走行しておりとても	全利用のための講習会を実施してまいりました。	
	怖い。また、細い道の中央をゆっくり	さらに、今年度から電動アシスト自転車の講習会	
	走っているのも他の歩行者・自転車	を開始いたしました。	
9	の迷惑である。	今後も、P63 に記載のとおり、自転車は原則車道の	
9	の述念である。 高齢者には、若い世代から注意され	左側を通行すること、歩道は歩行者優先であるこ	
	同駅省には、石い世代から注息されるより、警察等(特に、男性の年配の	と、子どもにヘルメットを着用させる努力義務が	
	•	あることなど、自転車の基本的なルールの周知・啓	
	警察官)が取り締まったり注意した	発について、様々な手段を用いて行ってまいりま	
	りするのが良い。	す。	
		また、区内警察と連携し、街頭での啓発活動にも力	
		を入れてまいります。	
		区では、ご高齢になっても安全に自転車をご利用	
		いただけるよう、高齢者向けの講習会を実施して	
	高齢者は自転車すら乗れなくなるの	いるほか、免許を返納し運転経歴証明書を取得さ	
10	で、例えば免許返納者への高機能電	れた方には、オリジナル図書カードを交付してお	
10	動車いすを対象とした計画を立案す	ります。	
	べき。	一方で、移動に制約のある高齢者や障がい者の支	
		援については、福祉的な視点から幅広い対応を検	
		討してまいります。	
		-	

	:計画に新たに反映す	る :既に記載済み :意見・要望としてお聞る	290
No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
	ヘルメット装着を条例化するのは時 期尚早である	自転車事故の死亡者の約6割が頭部損傷によるも	
		のであり、自転車ヘルメットは万一の際に命を守	
		るための有効な手段となっております。また、道路	
		交通法及び東京都自転車の安全で適正な利用の促	
11		進に関する条例において、ヘルメットの着用につ	
		いて努力義務が課されております。区では、いただ	
		いたご意見を東京都に伝えるとともに、自転車事	
		故における重体化のリスクを減らすため、今後も	
		こうした情報を区民に対し啓発してまいります。	
		電動アシスト自転車は、アシスト力が加わるのは	
		時速24キロメートルまでであり、法律上自転車	
		に分類されているため、運転免許は不要です。ただ	
		し、電動アシスト自転車の事故や危険運転などが	
12	電動アシスト自転車はスピードが出	増えていることから、区ではホームページやチラ	
12	るのに免許不要で良いのか。	シなど様々な媒体を通じて安全運転の啓発を行っ	
		ており、さらに、P73 に記載のとおり、今年度から	
		は電動アシスト自転車の安全利用講習会を開始す	
		るなど、事故防止に努めております。今後も、周知・	
		啓発を継続して実施してまいります。	
		電動アシスト自転車については、道路交通法上の	
		取扱いが自転車と同様のため、車道通行が原則と	
	電動アシスト自転車や電動キックボ ードなどは、公害・騒音を出さず、健	なりますが、区内ではほとんどの道路において、歩	
		道内の自転車の通行が認められております。	
		また、電動キックボードは、現行法上の分類は原付	
	一下などは、公告・組目を山でり、健 康に良い乗り物だが、狭い道路を走	等となっており、通行できるのは車道のみで歩道	
12		通行はできません。	
13	らせるのは危険である。特に電動ア シスト自転車は重大な事故に繋がる ため、基本的に車道を走らせるなど の規制が必要である。	区では、P64、P65 に記載のとおり、こうした交通	
		ルールや適切な乗り方について、適宜ホームペー	
		ジや各種チラシ、また講習会等を通じて情報発信	
		や啓発を行うとともに、警察に対し、法令違反や危	
		険走行に対する取締りの実施や、区と連携した指	
		導啓発の実施を求め、事故防止に取り組んでまい	
		ります。	

5(ページは計画書のページを指す) 結果 ボードは、現行法上、原付等に分類され
ボードは、現行法上、原付等に分類され、
3. 1 10()(1) 1/2 ± ()(1) 1/3 10() 1/3 (10)
、車道通行が原則であり、歩道は通行で
また、本年4月に法改正がなされ、2年
が予定されていますが、改正後も同様
道を通行するものとされています。た
D速度以下(時速6km)に最高速度が制
れに連動する表示がなされているもの
、例外的に自転車通行可の歩道等を通
ととなっています。区では、都内で実施
シェア電動キックボードによる実証実
得られるデータなども踏まえながら、
のとおり、最新の交通ルール等の区民へ
警察と連携した安全教育・安全対策の実
動キックボードが関与する事故の防止
らゆる対策を講じます。
ボードについては、施策1「(7)自転
の変化への対応」(P65)において、交
を変化させる新たな要素として触れて
を通ルール遵守を啓発し、交通環境内で
していくこととしております。また、現
ールや本年4月の改正道交法の内容に
介しております。
築に伴って狭い道路を幅員4メートル
細街路整備事業と、災害時の安全な避
等のため幅員6メートルに拡幅する主
整備事業を行っております。
主要生活道路については、第4章「自転
ーク計画」において、自転車ネットワー
路線として位置付け(P89)ており、安
通行空間確保のため、拡幅整備にあわ
ナビマーク等の整備を行ってまいりま

No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
		区内では交差点での出会い頭の事故が多く発生し	
		ていることから、一時停止遵守や、見通しの悪い交	
		差点での安全確認の大切さの啓発とともに、P66 に	
17	出会い頭の衝突事故防止を図るべき	記載のとおり、危険な交差点における注意喚起の	
''	である	ため、交差点内等へのカラー舗装やすべり止め舗	
		装の施工、交差点標示やストップマーク標示など	
		を行ってきました。今後も、警察と連携して実施し	
		てまいります。	
		違法駐車については、警察に対し、取締りや見回り	
	車道に自転車専用の通行空間が増え	強化の依頼や、また原因者が特定できる場合につ	
	るのはありがたいが、現状、路上駐車	いては、その者への指導や働き掛け等を実施する	
	が多々ある課題についても取り組ん	など、情報共有しながら対応を行ってまいります。	
18	でほしい。	【P71】	
	例えば、正当な理由がない路上駐車	区民等から違法駐車等にかかる陳情等を受けた場	
	の場合は、原因の施設・会社側へ働き	合には、所管警察と情報共有し、取締りの強化を依	
	かけできる仕組みが欲しい。	頼する <u>、原因者へ働きかけを行う</u> など、連携して対	
		応します。	
	自転車を運転しながら喫煙する人が	区では、「荒川区まちの環境美化条例」において、	
	目立つ。受動喫煙防止の観点からも	区内全域での歩きたばこや自転車乗車中の喫煙を	
19	対策が必要と考えるので、本計画に、	禁止しております。	
	自転車たばこ対策も盛り込んでほし	自転車に乗りながらの喫煙は、環境や健康の面か	
	ll.	らも望ましくない行為であることから、引き続き	
		周知・啓発を行ってまいります。	
	LaLa テラス内の通路に障害物を置い	LaLa テラスの敷地内通路は、バリアフリーの観点	
20	て自転車が通行できないようにして	から通行の支障となるものを置くことは難しいで	
	ほしい。	すが、自転車の適切な通行について、施設管理者で	
		ある LaLa テラスに求めてまいります。	

No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
	ぶんぴ Mist		WHYN
21	子育て世代が子どもの送迎に子乗せ 電動アシスト自転車を使っている が、特に通勤通学の時間帯は、焦って 運転が乱暴になりがちである。	今後も、P63 に記載のとおり、自転車は原則車道の	
22	台東区のようにヘルメットの無料配 布をしたら悲惨な事故も減るのでは ないか。	P48~P50 に記載のとおり、区では、平成14年度から、自転車のルールや安全な利用方法を認識してもらうため、チラシやホームページでの啓発、安全利用のための講習会や、保育園・幼稚園の保護者を対象とした出前教室などを実施してまいりました。 今後も、子どもにヘルメットを着用させる努力義務があることなど、自転車の基本的なルールの周知・啓発を行ってまいります。	
「環	境・健康の増進」に関わること		
23	南千住 7 丁目にシェアサイクルポートを増やしてほしい。	区では、荒川区シェアサイクル事業の利便性向上 のため、運営事業者と連携してサイクルポートの 開設、充実を図っており、今後もポート数が少ない エリアへの設置を進めてまいります。	

,. I	* C * M **		//± ===
No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
		別のシェアサイクル事業の導入については、都心	
		区方面への利便性向上が期待できる一方で、既存	
		サイクルポートの分割に伴う従来事業の利便性低	
		下等の課題も多く、現時点では導入困難と考えて	
	自転車シェアリングの可能性を広げ	おります。	
24	るために、都心との移動に便利な別	今後、東京都が実施している「ポート用地共同利用	
27	の大手シェアサイクルの並行採用を	検証事業」等の状況を注視しつつ、引き続き事業推	
	検討してほしい。	進と利用環境向上に様々な視点から検討を行って	
		まいります。	
		なお、従来事業においても、都心部へのポート設置	
		がなされていることから、その拡大について事業	
		者に要望してまいります。	
「自	転車ネットワーク計画」に関わること		
		ご指摘の道路が、交通上、安全ではない状況にある	
	まてはってロからの)地区に白から	ことは区も認識しているため、本計画において、ネ	
	南千住7丁目から汐入地区に向かう	ットワーク路線に位置付け(P93)、自転車が安全	
	川沿いの道路については、歩道が北	に走行できる位置を示す自転車ナビマーク等の設	
25	側にしかなく、かつ狭いため、歩行者	置を予定しております。	
	と自転車がすれ違う際に危険であ	なお、本路線については、将来的に都市計画道路補	
	る。南側にも歩道、または自転車レー	助第189号線として拡幅整備する予定であり、	
	ンを作ってほしい。	この際には両側の歩道・自転車専用レーンの設置	
		を検討いたします。	
		ドナウ通りの歩道については、自転車と歩行者の	
		通行量が多く、両者が混在して危険な状況である	
	ドナウ通りは、自転車ネットワーク	ことから、早期の対応が必要であると考えており	
	路線に選定され、自転車専用通行帯	ます。	
	を整備予定となっているが、どうい	そこで、本計画においては、本路線を優先整備路線	
26	う形態になるのか。車道内に自転車	として位置づけ(P103)、車道に自転車専用通行帯	
	レーンができた場合でも、これまで	(自転車レーン)を整備することを計画しており	
	通り多くの人が歩道上を走行し、歩	ます。	
	行者と交錯することを危惧する。	 いただいたご意見も参考に、レーンの整備後は自	
	•	 転車が車道を通行するよう、整備内容や周知方法、	
		進め方等を検討してまいります。	

	女口 e lui =		/+ T
No.	意見の概要	区の考え方(ページは計画書のページを指す)	結果
		本区における自転車事故については、幹線道路沿	
		いに加えて、歩行者・自転車・自動車が混在する狭	
		隘な生活道路やT字路で多く発生しており、高齢	
		者による自転車の関与率が高い状況です。 さらに、	
	総花的な自転車ネットワーク計画は	事故に至らない軽度の接触等も多く発生しており	
27	不要。	ます。	
		ネットワーク路線やその整備形態、整備の優先度	
		を示す「自転車ネットワーク計画」は、歩行者、自	
		転車及び自動車が共存する、安全で快適な通行環	
		境の実現に向けて、必要なものであると区として	
		は考えております。	
		区画整理事業や6メートル道路への拡幅整備事業	
		は、完了までに長い時間を要するものであります。	
		このため、区では、早期に拡幅整備すべき路線を主	
	現状の道路網を肯定した自転車ネッ	要生活道路として位置付け、優先的に整備に取り	
28	トワーク整備はナンセンス。区画整	組んでおり、現在、1路線が完成し、他に14路線	
20	理、6メートル道路の実現等を目指	について拡幅整備を進めております。	
	すべき。	また、P89 に記載のとおり、主要生活道路を自転車	
		ネットワーク路線に位置付けることにより、自転	
		車の安全で快適な通行環境の整備を図ってまいり	
		ます。	
「自	転車総合計画」に関わること		
		P113 に記載のとおり、区では、放置自転車防止条	
		例や市街地整備指導要綱に基づき、共同住宅を新	
		築、増築する際には、一定の条件の下で駐輪場の設	
29	道路に自転車を置いている共同住宅	置を義務付けており、敷地内駐輪に関する指導を	
29	がある。迷惑なので撤去してほしい。	行っております。	
		今後も、敷地内での適切な駐輪について、原因者で	
		ある共同住宅の管理会社等に対し、指導を行って	
		まいります。	
		P108 以降に記載のとおり、区ではこれまで、町屋	
30	「芒川区け白転車のΆ レ盟いたー	駅前、日暮里駅前、三河島駅前等、駅前再開発等の	
	「荒川区は自転車の街」と聞いたことがあるが、駐輪場が小なく不便で	機会を捉えて、駅周辺に自転車駐車場等を整備し	
	とがあるが、駐輪場が少なく不便で	てまいりました。	
	あるので、商業施設や駅周辺(特に三	今後も、P127 以降に記載のとおり、各駅の実態に	
	河島駅周辺)に安価な駐輪場を増や	即して、鉄道事業者や道路管理者、民間事業者と連	
	してほしい。	携を図り、新たな駐輪空間の確保に取り組んでま	
		いります。	
			

No.	意見の概要	区の考え方 (ページは計画書のページを指す)	結果
		近年、子ども乗せ電動アシスト自転車をはじめ、大	
	大型の自転車は、幅が狭かったり、隣	型自転車の需要が増加しております。	
	同士で高低差がついている現在の駅	区では、現在、自転車駐車場において、大型自転車	
31	前駐輪場などでは非常に停めにくい	専用の平置きスペースを確保し対応しています	
	ため、「対応した駐輪空間の整備」を	が、P127 に記載のとおり、今後も、大型自転車の	
	進めて欲しい。	増加に対応した駐輪設備の改修を計画的に進めて	
		まいります。	